「令和３年度島根県職業訓練実施計画」の策定について（報告）

資料No.1

「令和３年度島根県職業訓練実施計画（以下、「地方計画」という）」については、中央訓練協議会において策定された「令和３年度における全国職業訓練実施計画（以下、「全国計画」という）」の内容を踏まえ、会長と事務局で調整のうえ策定させていただくこととしておりました。

今般、第２５回中央訓練協議会において、「全国計画」（参考資料）が示されたことから、その内容を基本とし、会長と事務局で調整のうえ「地方計画」（別添１）を策定したことをご報告します。

なお、第１９回島根県地域訓練協議会からの主な変更点は下記のとおりとなりますので、「見え消し版」（別添２）を参考に確認していただきますようお願いします。

記

１　「２　労働市場の動向と課題等」

(１)「労働市場の動向と課題」の追記について

　　「島根県における労働市場の動向について記載」としておりましたが、現在の最新データである令和３年１月分の状況により記載しております。

(２)「令和２年度における公的職業訓練をめぐる状況」の追記について

　　「表掲載」としておりましたが、現在の最新データである令和３年１月末現在の状況により記載しております。

２　「３　計画期間中の公的職業訓練の対象者等」

（１）「実施方針」について

　　 「令和３年度における全国職業訓練実施計画（参考資料）」を参考に、島根県及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構と調整し、以下のとおり変更しました。

・オンライン訓練を推進していくことを追記したこと。

・職業訓練期間及び時間設定の柔軟化が可能になったことに伴い、関係機

関同士の連携した取り組みを追記したこと。

　 （離職者訓練）及び（求職者支援訓練）中に、介護分野の訓練を推進し

　　ていくことを追記したこと。

（２）「公共職業訓練（離職者訓練）の対象者数等（令和３年度計画）」につい

　　て

・島根県の「長期高度人材育成コース」の対象者数が１７８人→７１人となったこと。

＊前年度実績及び過去の統計等も踏まえて、全国的に対象者数の見直しが行われたため。

・島根県の「知識習得コース」の対象者数が５０８人→５５６人となったこと。

　＊厚生労働省から対象者数の増額配付があり、一部コースの定員を１５名から２０名に増員したため。

　・島根県職業能力開発促進センターの「施設内訓練」の対象者が３８８人→４０６人となったこと。

　＊IT化への対応促進を図るため、ICT生産サポート科とビジネスワーク科の定員を増員したため。

（３）「公共職業訓練（在職者訓練）の対象者数等（令和３年度計画）」につい

　　て

　　・島根県の対象者数・コース数が２９０人・２９コース→３１４人・３０コースとなったこと。

　　＊IT分野の訓練を充実させるため設定数を増やしたため。

　　・島根職業能力開発促進センターの対象者数・コース数が６００人・５３

コース→７４０人・５９コースとなったこと。

　　＊オーダーメイド型の訓練が必要な企業の要望に対応するため増設。

　　・島根職業能力短期大学校の対象者数・コース数が５９４人・５６コース

　　　→７６９人・６０コースとなったこと。

　　＊オーダーメイド型の訓練が必要な企業の要望に対応するためコースが増設されたため。

（５）「障がい者等に対する公共職業訓練の対象者数等(令和３年度計画)」につ

いて

　　・「知識・技能習得訓練コース」の対象者数・コース数が４２人・　９コース→４５人・　９コースとなったこと。

　　・「実践能力習得訓練コース」の対象者数・コース数が２８人・２８コース→３６人・３６コースとなったこと。

　　・「特別支援学校早期訓練コース」の対象者数・コース数が１６人・１６コース→２５人・２５コースとなったこと。

　　＊厚生労働省から委託費目安額の増額配付があり、対象者数・コース数ともに設定数を増やしたため。

（６）「求職者支援訓練の対象者数等（令和３年度計画）」について

　　「基礎コース」の対象者数が１０５人→１７６人となったこと。

　　「実践コース」の対象者数が１８５人→３３３人となったこと。

　　＊全体で２９０人→５０９人に大幅増加となりました。

　　・注釈に、「短期・短時間特例訓練」については、随時申請できることを

　　　追記したこと。

　　＊新型コロナウイルス感染症の影響による雇用情勢の悪化に伴う特定求職者の増加を見込み、設定数を増やしたため。

　　＊新型コロナウイルス感染症の影響により休業を余儀なくされている方等

　　　の受講機会を適宜確保するため、実施機関からの認定申請時期を柔軟化

　　　したため。

３　「４　公的職業訓練の実施に当たり留意すべき事項等」

（２）「訓練受講希望者等の能力及び適性に応じた公的職業訓練の実施について」

　　受講希望者への情報提供の方法として、訓練施設の見学や動画配信サイト

の案内を追記しました。

（３）「訓練受講者に対する就職支援」

　　当面の間、ハローワークに「コロナ対応ステップアップ相談窓口」を設置

し、職業訓練に関する相談体制を強化することを追記しました。

※「　」（　）の番号は地方計画中の項、目に対応している。